

10年保存
機密性 1
平成27年5月18日から 平成37年5月17日まで

基 発 0518 第 1 号
平 成 27 年 5 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施及び企業名の公表について

近年、過労死等の発生が社会的な問題となっている状況において、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策（以下「長時間労働対策等」という。）の強化は喫緊の課題となっているところである。このような状況を踏まえ、昨年9月30日に厚生労働大臣を本部長とする長時間労働削減推進本部が設置され、長時間労働対策等について、省をあげて積極的に取り組んでいるところである。

このような中、本年1月27日に開催された第2回本部において、平成27年度から新たに実施する取組の一つとして、貴職自らが企業の経営トップに対して是正指導を実施することが決定され、さらに、国会審議においても、違法な長時間労働を行っている企業に対する取組の強化について議論がなされているところである。

ついては、標記について、下記により実施することとしたので、その対応に万全を期されたい。

なお、本取組については、本日より実施することとする。

記

1 取組の内容

複数の都道府県に事業場を有している社会的に影響力の大きい企業において、違法な長時間労働が相当数の労働者について一定期間内に複数の事業場で繰り返されている場合、貴職から当該企業の経営トップに対して、全社的に早期是正を図るよう指導を行うとともに、指導を行った事実を公表すること。

2 取組の目的

貴職から対象となる企業の経営トップに対して是正指導することにより、当該経営トップの労働基準関係法令に対する遵法意識を高めることで、自ら率先して、認

められた法令違反の早期是正に向けた取組を行い、当該企業全体の法定労働条件の履行確保を図ること。併せて、貴職から企業の経営トップに対して是正指導を行った事実を広く社会に情報提供することにより、他の企業における遵法意識を啓発し、法令違反の防止の徹底や自主的な改善を促進させ、もって、同種事案の防止を図るという公益性を確保することを目的とする。

なお、当該公表は、対象とする企業に対する制裁として行うものではないこと。

3 取組の対象とする企業

上記1の取組の対象とする企業は、「複数の都道府県に事業場を有している社会的に影響力の大きい企業」において、当該企業の事業場に対する監督指導の結果、「違法な長時間労働」が「相当数の労働者」に認められ、かつ、「一定期間内に複数の事業場で繰り返され」るものであるが、その具体的な内容は以下のとおりであること。

(1) 「複数の都道府県に事業場を有している社会的に影響力の大きい企業」について
中小企業に該当しない企業を対象とするものであること。

(2) 「違法な長時間労働」について

当該企業の事業場に対する監督指導において、以下のいずれの実態も確認されていること。

ア 労働時間、休日又は割増賃金に係る労働基準法違反が認められること

イ 1か月当たりの時間外・休日労働時間が100時間を超えていること

(3) 「相当数の労働者」について

1箇所の事業場において、上記(2)の実態がア又はイのいずれかについて認められるものであること。

ア 10人以上の労働者

イ 当該事業場の4分の1以上の労働者

(4) 「一定期間内に複数の事業場で行われ」について

概ね1年程度の期間に3箇所以上の事業場で、上記(2)の「違法な長時間労働」が上記(3)の「相当数の労働者」に認められるものであること。

4 取組の実施方法

(1) 是正指導

対象となる企業の経営トップを労働局へ呼び出した上で、貴職より上記3(2)アに係る是正勧告書を交付するとともに、全社的な早期是正に向けた取組を実施することを求める内容の指導票を併せて交付すること。

(2) 公表

是正指導を実施した際に、以下の事実について、公表すること。

ア 企業名

イ 繰り返し認められた違法な長時間労働の実態

ウ 貴職より上記3(2)アに係る是正勧告書を交付したこと

- エ 貴職より全社的な早期是正に向けた取組を実施することを求める内容の指導票を交付したこと
- オ 貴職から是正勧告書及び指導票を受け取ったことに対する当該企業の認識、早期是正に向けた取組方針